

宇都宮市スポーツ施設整備計画

平成19年5月

宇都宮市・宇都宮市教育委員会

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	市町合併について	1
第2章	本市のスポーツ施設の現状と課題	
1	スポーツ施設の現状	2
2	施設に対するニーズ	6
3	本市のスポーツ施設の課題	8
第3章	スポーツ施設整備の基本方針	
1	老朽化に対応した整備	10
2	施設の役割に対応した整備	11
3	プロスポーツに対応した施設整備	12
4	利便設備の整備	13
5	民間や県との役割分担を図った施設整備	13
第4章	主要なスポーツ施設の整備方向	
1	競技場ごとの整備の方向	16
2	整備の優先順位	23
3	個別の施設の整備内容	23
4	整備スケジュール	26
5	今後のスポーツ施設の整備にあたって	27

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

近年、余暇時間の増大や少子・高齢化の進行など、社会環境が変化する中、市民の健康づくりや生きがいづくりに対する意識は高まりを見せており、スポーツの果たす役割・意義はますます重要になってきている。

こうしたことから、本市では、スポーツ振興を総合的・効果的に推進するため、平成18年4月に「宇都宮市スポーツ振興基本計画」を策定し、「いつでも、だれもが、いつまでもスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現」を目指し、各種事業を展開しているところである。

こうした中、市としては、市民のスポーツ活動を支える「場」であるスポーツ施設の整備に努めていく必要があるが、既存のスポーツ施設は、整備後20年以上経過した施設も多く、施設・設備の改修に併せて快適にスポーツができる施設の機能向上を図って行かなければならない。

このため、既存施設の現状、課題などを的確に把握し、利用者ニーズに対応したスポーツ施設整備を計画的に進めて行くため、スポーツ施設整備計画を策定するものである。

2 計画の位置づけ

「宇都宮市スポーツ振興基本計画」の重点施策・事業の1つである「スポーツ施設の整備・充実」を実現するための計画である。

3 計画の期間

平成19年度から平成27年度（宇都宮市スポーツ振興基本計画の計画期間の終期）までの9年間とし、必要に応じ、見直すものとする。

4 市町合併について

旧上河内町・河内町の2町のスポーツ施設のうち、計画期間内に整備が必要な施設については、本計画に計上するよう、計画を速やかに見直していく。

第2章 本市のスポーツ施設の現状と課題

1 スポーツ施設の現状

(1) スポーツ施設の量

県施設を含めた人口あたり主要なスポーツ施設量（面積）を、中核市（35市）と比較すると、体育館13位・野球場2位・プール3位となっており、量的には確保されていると言える。（平成15年度 総務省自治財政局財務調査課 公共施設状況調査）

(2) スポーツ施設の質

本市の主要なスポーツ施設の整備内容は次のとおりである。

① 施設の老朽化

市体育館や市サッカー場など昭和50年代に整備された施設が多い。また、宮原運動公園、水上公園プールや陽南プールなど、それ以前に整備された施設も多く、整備後20年以上経過しているため、建物、設備・電気など全体的に老朽化している。

② 利便機能が不足

主要な競技（公式競技）に対応できる施設内容となっているが、快適に利用する上での設備や機能が不足している。

【内容】

- ・ 屋外施設のうち、河川敷の運動場のトイレの一部が汲み取り式である。また、屋内の施設についても、洋式トイレがない施設がある。
- ・ 河川敷の運動場をはじめとする屋外施設には、ほとんど更衣室・シャワー室がない。
- ・ 屋内施設には、快適な環境で活動するための冷暖房設備や交流・団らんなどアフタースポーツを支える利便機能がない。
- ・ 駐車場は全施設に整備されているが、量的に不足する場合がある。
- ・ 各施設にスロープを設置しているが、施設のバリアフリー化は十分ではない。

③ 地区別特色と施設配置状況

本市スポーツ施設の地区別特色と施設の配置状況は、次のとおりである。

地 区	概 要	主なスポーツ施設（公立）		
		体育館等	運動場等	学校校庭 夜間開放
北西部 篠井・富屋 城山・国本	アウトドアスポーツ施設の 集積地域 ・自然を生かしたアウトド アスポーツ施設が多い。	<u>とちぎ健康の森 県総合教育センター 体育館</u>	駒生運動公園 サイクリング ターミナル 冒険活動センター 篠井地区市民センター 付属運動場	晃陽中 国本中 城山中
中 央 本庁・宝木 豊郷	屋内スポーツ施設の 集積地域 ・市街地が発展し大規模な 土地取得が難しいことか ら、体育館などの屋内ス ポーツ施設が多い。	市体育館 明保野体育館 勤労青少年ホーム <u>県体育館</u>	宮原運動公園	西原小 泉が丘中 陽北中 豊郷中 旭中 陽西中 星が丘中 宝木中 宇都宮白楊高
東 部 清原・平石 瑞穂野	屋外スポーツ施設の 集積地域 ・鬼怒川河川敷を利用した 運動場など屋外スポーツ 施設が多い。	清原体育館	清原中央公園 市サッカー場 柳田・石井・ 道場宿緑地 <u>県グリーンスタジアム</u>	陽東小 瑞穂野中 清原中 鬼怒中
南 部	総合的なスポーツ施設の 集積地域 ・多様な各種スポーツ施設 が充実している。	雀宮体育館 サンアビリティーズ 姿川地区市民セン ター付属体育館 <u>県トレーニングセ ンター</u> <u>県体育館分館 (ボクシング場)</u>	屋板運動場 スケートセンター <u>県総合運動公園</u>	横川中 姿川中 雀宮中 陽南中 宮の原中 若松原中

※ 下線付きは、県有施設

(3) スポーツ施設の利用状況

スポーツ施設の利用者は、全体的にはやや増加傾向にある。

施設別では、体育館、サッカー、テニスの利用が増加している。一方で、野球、プールの利用が減少している。

【主な種目別施設の利用者の推移】

年度	昭和 50 年	昭和 60 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
体育館	73,100 人 2,881 m ²	236,034 人 15,145 m ²	383,074 人 274,504 m ²	370,256 人 274,504 m ²	408,608 人 274,504 m ²
野球場	142,784 人 106,452 m ²	254,807 人 171,570 m ²	301,684 人 224,701 m ²	213,435 人 224,701 m ²	223,282 人 224,701 m ²
プール	221,576 人 6,316 m ²	229,386 人 7,611 m ²	126,645 人 7,611 m ²	84,829 人 7,611 m ²	72,707 人 7,611 m ²
サッカー	886 人 1 面	19,654 人 2 面	38,612 人 8 面	64,973 人 8 面	82,366 人 8 面
テニス	15,309 人 6 面	38,960 人 24 面	67,555 人 32 面	77,400 人 32 面	100,705 人 32 面
ソフトボール		15,212 人 4 面	34,749 人 8 面	28,308 人 8 面	23,810 人 8 面

① 体育館

体育館については、昭和 55 年に市体育館、昭和 63 年までに明保野、雀宮、清原体育館を整備したことに伴い利用者が増加してきた。ここ数年は、横ばいか、やや増加している。

② 野球場

野球については、昭和 60 年代の柳田・道場宿緑地の増設や宇都宮清原球場の整備に伴い利用者数が増加してきたが、チーム数の減少などにより、利用者数は減少している。

しかしながら、6月から8月の夜間は、市長杯ナイター野球大会が開催されるため、ほぼ満杯の状況である。

③ プール

プールについては、昭和 59 年に駅東公園に 50m プール増設した以外は全て昭和 50 年以前に整備したものであり、施設の老朽化や市民ニーズの変化などにより、ここ数年、利用者が著しく減少している。

④ サッカー場

サッカー場については、平成 8 年に鬼怒川緑地運動公園石井緑地に多目的グラウンドとして 6 面を整備し、大会が開催されるようになったため、利用者数が増加している。

⑤ テニスコート

テニスについては，平成9年から11年にかけて屋板運動場でクレイコートから人工芝に改修（12面）し，通年利用が可能になったため，ここ数年利用者数が増加している。

⑥ ソフトボール場

ソフトボールについては，昭和59年に柳田緑地に4面，平成3年に道場宿緑地に4面整備したが，チーム数の減少などにより，利用者数は減少している。

2 施設に対するニーズ

市民がスポーツ施設に望んでいることを、市政世論調査（平成15年）や利用者の声などから見ると次のとおりである。

- 1 身近な施設づくり
- 2 高齢社会に対応した施設づくり
- 3 利便設備の充実
- 4 競技スポーツに対応した施設

(1) 身近な施設づくり

市政世論調査において、「スポーツ振興のために、市にどのようなことに力をいれてもらいたいか」という設問では、「気軽に利用できる身近な地域スポーツ施設の充実」（57.0%）と圧倒的に多い。

また、近年、フットサルやペタンクをはじめとする、ニュースポーツの人気の高まっている。

市民は、身近な場所で年間を通した多様なスポーツに利用できる施設を望んでいると考えられる。

(2) 高齢社会に対応した施設づくり

市政世論調査において、「この1年間に行った運動やスポーツ」を問う設問では、「ウォーキング、ランニング」が42.7%と圧倒的に多く、特に50歳代以上の市民については、約半数の方が「ウォーキング、ランニング」を実施している。

また、近年、高齢者を中心にグラウンドゴルフの人気の高まっている。

市民は、健康づくりや生きがいづくりのため、運動やスポーツを実施していると考えられ、こうした運動ができる施設を望んでいると考えられる。

(3) 利便設備の充実

施設利用者の日常的な声（苦情や要望）として多いものが、体育館への冷房設備の設置と屋外施設、特に河川敷にある運動場への水洗トイレの設置である。

市民は、快適な環境でスポーツを実施できる施設を望んでいると考えられる。

(4) 競技スポーツに対応した施設

各種大会を主催する競技団体の要望として多いものが、体育館への冷房設備の設置、照明設備の改修、屋外施設等への観客席の設置である。

競技団体は、大会を運営する上での、競技性の確保が図れるとともに、全国大会などレベルの高い大会を誘致できる施設を望んでいると考えられる。

3 本市のスポーツ施設の課題

本市のスポーツ施設の現状や利用者の施設に対するニーズ，さらには，県都である本市の特徴から，スポーツ施設に係る課題を導き出せる。

1 老朽化への計画的対応

2 施設の質・機能の向上

3 身近なスポーツ施設の確保・充実

4 民間や県との役割分担

(1) 老朽化への計画的対応

施設整備後20年以上経過した施設が多く，老朽化が進んでいる。安全で快適なスポーツ活動の場としてはもとより，競技スポーツなどでの利用を確保するとともに，施設を長く利用できるようにするために，施設・設備の老朽化に計画的に対応していく必要がある。

(2) 施設の質・機能の向上

これからの時代に望まれている託児施設，体育館の冷暖房施設，運動場における更衣室やシャワー室などの利便施設や，スポーツを通じた交流・コミュニケーションを楽しむ休憩室・談話室といった機能，さらにはスポーツ情報の発信機能の導入など施設機能の向上を図る必要がある。

さらには，生涯スポーツ社会を実現するため，子どもから高齢者まで，また障害のある方も，だれもが，スポーツ活動や観戦ができる環境を整えていく必要がある。

(3) 身近なスポーツ施設の確保・充実

市政世論調査によると，市民は，気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動や施設の充実を望んでいる。また，高齢者を中心にウォーキングなど，健康づくりのための運動を実施する人が多い。

こうしたことから，生涯スポーツ社会の実現に向け，地域スポーツクラブの創設やスポーツ活動の場の確保など，ソフト，ハード両面から，市民に身近な地域におけるスポーツ環境の充実を図る必要がある。

(4) 民間や県との役割分担

フィットネスクラブやスイミングクラブなど、スポーツの分野において民間の役割は欠かせないものになっている。

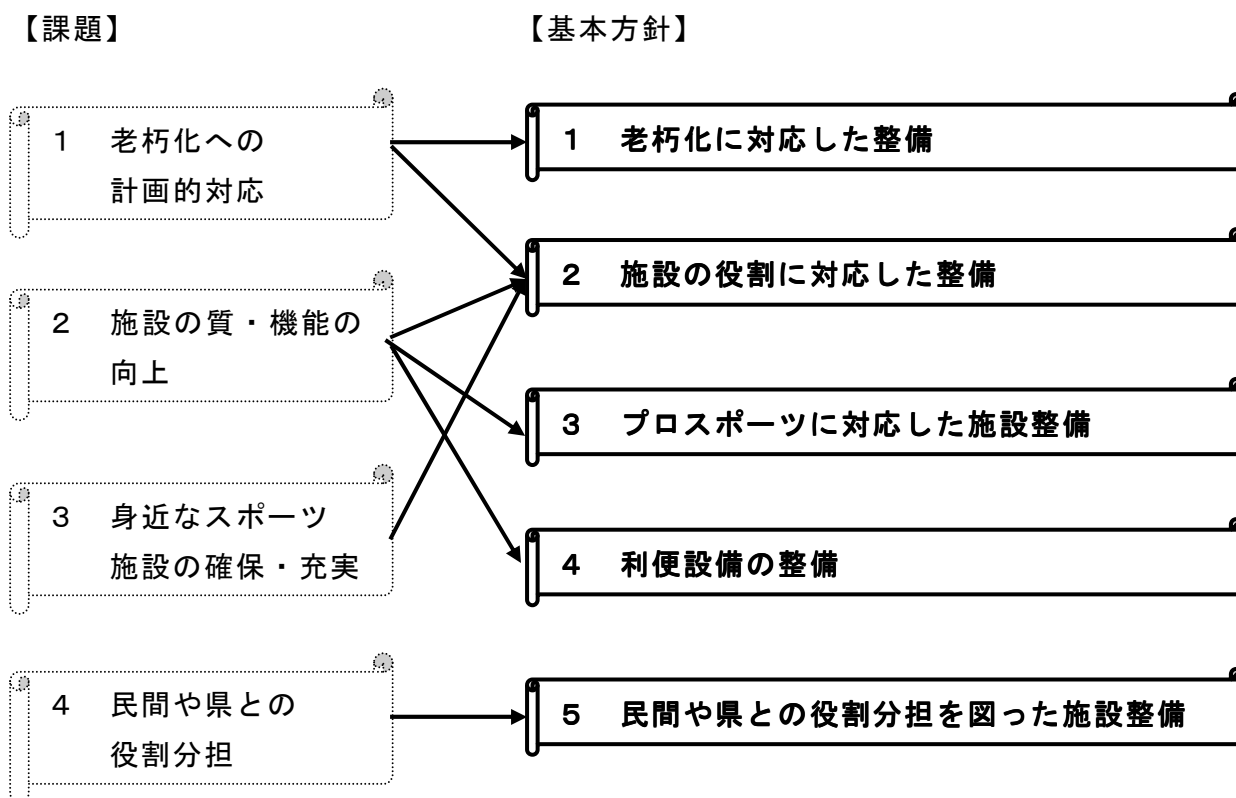
また、3ページの「③ 地区別特色と施設配置状況」にも記載のとおり、県都である本市には、県のスポーツ施設が多く立地しており、今後の施設整備にあたっては、民間や県との役割分担を十分に図る必要がある。

第3章 スポーツ施設整備の基本方針

今後、「いつでも、どこでも、だれもが、いつまでも、スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現」に向け、市民のスポーツ活動を支える「場」として、既存スポーツ施設の改修などの整備を図っていくが、その前提として、それぞれの施設の利用状況や役割などを考慮し、施設のあり方の見直しを行い、施設の統廃合・集約化を行う。

また、本市の主要なスポーツ施設量は、全体として十分確保されている。さらに、小中学校などの公共施設の運動施設を含めると相当量のストックがあるため、原則として、既存スポーツ施設を有効に活用した整備を図ることを基本に、健康志向をはじめとする市民ニーズに柔軟に対応し、子どもから高齢者までの誰もがスポーツに親しめる環境を整えていく。

その上での既存施設の改修に係る基本方針は、次のとおりとする。



1 老朽化に対応した整備

本市のスポーツ施設については、全体的に老朽化しているが、その中でも老朽化が著しい施設から優先的に整備する。

2 施設の役割に対応した整備

各施設が適正な機能分担のもと市民の効率的利用を促進するため、各施設の位置づけ・役割分担を明確にしたうえで整備を図る。

このため、施設の位置づけを、大きく、全市対象施設と地域対象施設の2つに分け、さらに、全市対象施設のうち、整備水準の高い施設を拠点施設とし、施設機能に応じた整備を図る。

	体育館	運動場				プール	ニュースポーツ	スケート	弓道場	野外活動
		野球場	ソフトボール	テニス	サッカー					
全市対象施設	市 清原 雀宮 明保野	清原 宮原 駒生 柳田 道場宿 (屋板)	柳田 道場宿	屋板 清原 宮原	市サッカー 場 石井 (屋板) 柳田	駅東公園 水上公園 陽南		スケート センター	市弓道場	冒険活動センター サイクリング ターミナル
地域対象施設	学校施設	学校施設 御幸公園などの公園施設				学校施設	学校施設 公園施設			

(1) 全市対象施設

全市対象施設は、全市民を対象とするスポーツ活動の場であり、公式競技が開催できる施設である。

この施設については、現状の機能を維持するための設備・機械の更新を計画的に実施するとともに、一部の施設については、利用者のニーズに対応するため、必要最小限の機能向上を図る。

【拠点施設】

全市対象施設のうち、観客席があり、全国レベルの大会等が開催できる整備水準の高い施設である。

この施設については、拠点としての機能を維持するための設備・機械等の維持更新を計画的に実施するとともに、一部の施設については、大会開催に対応できる整備水準を維持するため、機能向上を図る。

さらに、種目別にある拠点施設のうち市体育館を、市全体のスポーツの総合的拠点として、スポーツに関する相談や学習、指導者養成、情報提供などを行うスポーツ振興機能が果たせる整備を検討する。

(2) 地域対象施設

地域対象施設は、学校や公園にある運動施設など地域住民を対象とするスポーツ活動の場である。

この施設については、日常の競技・練習ができる施設として、計画的な改修や整備を実施する。

具体的には、学校の校庭夜間開放施設や体育館については、市民に最も身近なスポーツ活動の場として活用されていることから、老朽化の度合いに応じ、計画的に改修を行う。

また、地域スポーツクラブの設立や公園の整備にあわせ、小学校校庭や中学校テニスコートへの照明設備の設置や公園へのスポーツ機能、健康づくり機能など、必要な機能を付加することを検討し、市民が身近な場所で気軽にスポーツができるようにしていく。

(3) その他の施設

3ページの「③ 地区別特色と施設配置状況」にも記載のとおり、一般的なスポーツ施設以外にも、地区市民センターの附属体育館、勤労青少年ホーム、サンアビリティーズなど、市民のスポーツ活動の場として大きな役割を果たしている施設がある。

これらの施設については、勤労青少年の福祉の増進、障害者の文化及び体育の向上など、それぞれの施設の設置目的や公共施設の有効活用の考え方などを踏まえ、本計画とは別に、施設のあり方、改修の考え方などを明らかにしていくものとする。

3 プロスポーツに対応した施設整備

現在、バスケットボールやサッカーにおいて、本市をホームタウンとし、プロリーグ入りを目指す動きが活発になっている。

プロスポーツをはじめとするレベルの高い競技を本市で開催し、市民が一流のプレーに触れることにより、スポーツ振興が図れることはもとより、地域経済の活性化、青少年の健全育成などが期待できる。

こうしたことから、これらのプロスポーツの試合会場や練習場となる施設については、アリーナやグラウンドを改修するとともに、照明設備、観客席、選手控室などが、開催基準を満たすことができる整備に努める。

4 利便設備の整備

(1) 利便機能の充実

快適な環境でスポーツを行うだけでなく、スポーツを通じた交流・コミュニケーションを促進する機能を市民スポーツ施設に導入する。

【内容】

- ・ 汲み取り式トイレの水洗化，屋外施設へのトイレの増設，トイレの洋式化
- ・ 更衣室，シャワー室，冷暖房設備の整備
- ・ 休憩室，談話室，託児施設の整備

(2) バリアフリー化の推進

高齢者や障害者をはじめ，だれもがスポーツに親しめる環境を整備するため，スポーツ施設のバリアフリー化を推進する。

【内容】

- ・ スロープ，トイレなどの充実
- ・ エレベーター，障害者用観客席の設置（拠点施設）

5 民間や県との役割分担を図った施設整備

本市においては，民間や県のスポーツ施設が多数立地しており，特に，フィットネスクラブなど，屋内の施設を中心に，民間の進出が著しい。

また，現在，県においては，老朽化する県体育館の移転改築が検討されている。

こうしたことから，今後のスポーツ施設整備にあたっては，民間との役割分担を図った上で，県，さらには，近隣市町の施設の状況も視野に入れながら進める。

【民間との役割分担を踏まえた本市の役割】

採算性が低く，民間での事業化が困難である体育館や野球場，サッカー場などの大規模土地利用型の施設や自然環境を生かしたレクリエーション施設などの整備・改修を中心に取り組んでいく。

【県との役割分担を踏まえた本市の役割】

県が平成18年3月に改訂した「とちぎスポーツ振興プラン21」で示した県と市町の役割を踏まえ，「市町村圏域」以下の施設を整備することを基本とする。

しかし，中核市としての県内での本市の役割，都市のステータス等を考慮し，市体育館，宇都宮清原球場など，現在，「広域圏域」役割を果たしている施設につ

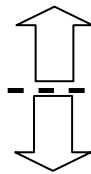
いては、引き続き、その役割や機能が果たせる整備を行っていくものとする。

なお、今後の施設整備にあたっては、県のスポーツ施設の整備構想を視野に入れるとともに、県との協議を行うなど、連携を強化したうえで進めていく。

※ 県と市町の役割

区 分	圏 域	施設の機能
①全県域	県内全域	県全域にわたるスポーツ事業を実施するための施設
②広域圏域	隣接する数市町村区域	広域的に利用される大規模な施設
③市町村圏域	各市町村区域	市町村全域に機能する施設
④地域住区	原則として小学校区	地域住民のための施設
⑤近隣住区	町会など	近隣住民のための遊具・活動の場

県の役割

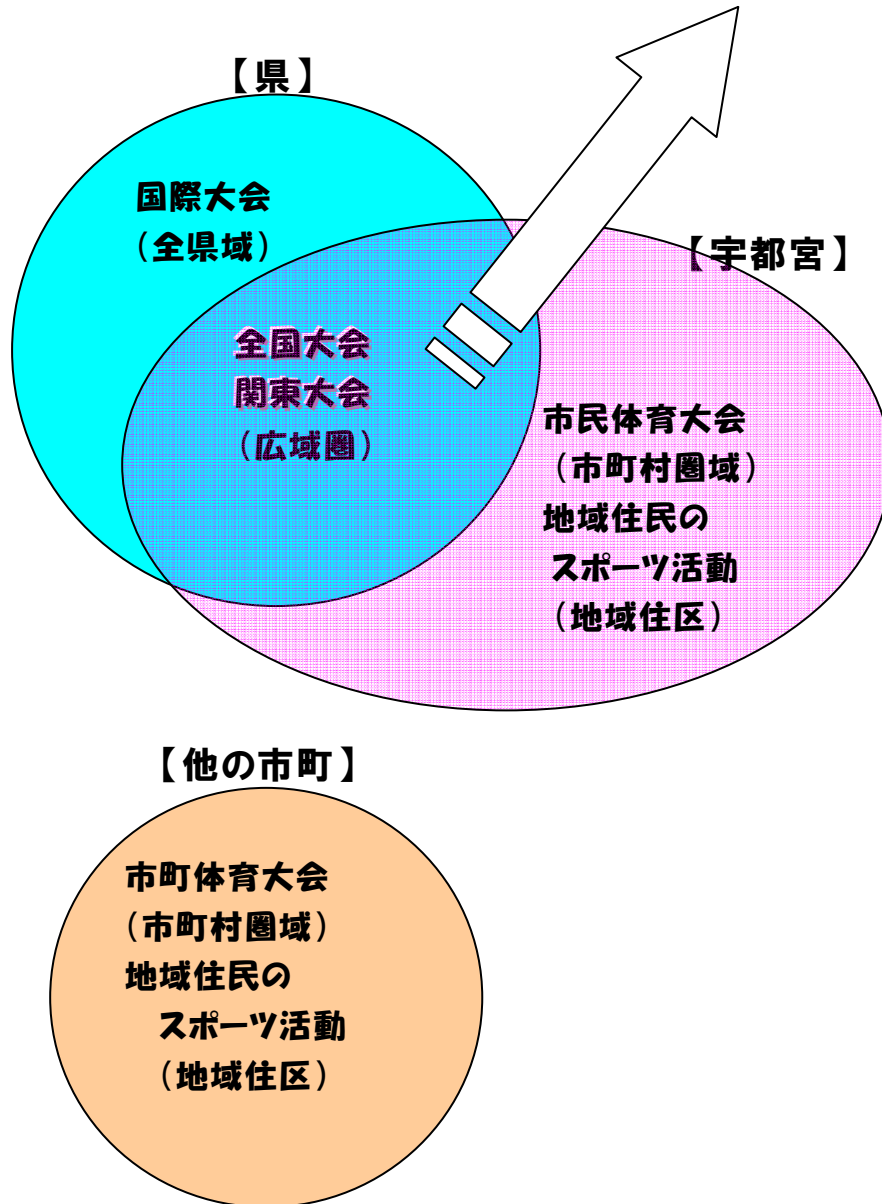


市町の役割

(とちぎスポーツ振興プラン21＝平成18年3月改訂より抜粋)

【県と市町の役割のイメージ】

中核市としての役割
コンベンション、まちづくりの視点



第4章 主要なスポーツ施設の整備方向

本章では、全市民を対象とするスポーツ活動の場である全市対象施設の今後の整備の方向について、競技場ごとに定めるものとする。

整備にあたっては、50万都市である中核市・宇都宮の力を表せるような施設整備にも努めていく。

1 競技場ごとの整備の方向

(1) 体育館

施設名	施設の位置づけ (対応可能な大会のレベル) =以下同じ	整備の方向
市体育館	拠点施設 《プロスポーツ、 全国大会(国体等)》	<p>【機能向上】</p> <p>市街地に立地し、利便性が高く、市民のスポーツ活動から全国規模の大会の開催までフルに活用されている。</p> <p>国体の関東ブロック大会など複数種目による大規模な大会の際には、市体育館なしには開催が困難である。</p> <p>こうしたことから、引き続き、国内トップレベルの大会やバスケットボールなどのプロスポーツの開催にも対応できる施設として、冷暖房設備の導入や観客席の増設を検討するなど、機能向上を図る。</p> <p>また、市全体のスポーツの総合的拠点としての機能の充実を図る。</p>
清原体育館	拠点施設 《全国大会(国体等)》	<p>【機能向上】</p> <p>市体育館と同様に市民のスポーツ活動から全国規模の大会の開催まで活用されていることから、市体育館に準ずる拠点施設として整備していく。</p>

<p>雀宮体育館, 明保野体育館</p>	<p>市民対象施設 《県大会》</p>	<p>【現状維持】 地域のスポーツ活動から市民レベルのスポーツ活動の場として、現状を維持していくための機能更新を計画的に実施していく。 また、これら2つの体育館については、より市民に身近なものとなるよう、施設の管理運営に市民との協働の視点を取り入れていく。</p>
--------------------------	-------------------------	---

(2) 野球場

施設名	施設の位置づけ	整備の方向
<p>宇都宮 清原球場</p>	<p>拠点施設 《プロ野球》</p>	<p>【現状維持】 本格的な人工芝、スコアボードと照明設備を設置した拠点施設として、高校野球、社会人野球の公式戦からプロ野球も開催可能なレベルを維持していく。</p>
<p>宮原運動公園 野球場</p>	<p>拠点施設 《高校野球》</p>	<p>【再整備】 市街地に立地し、利便性が高く、照明設備を設置していることから、市民レベルの野球のメッカとなっているが、本市のスポーツ施設の中でも最も老朽化が進んでいる施設の1つである。 こうしたことから、プロ野球開催可能な宇都宮清原球場と役割分担を図った上で、市民レベルの野球から高校野球まで対応可能な施設として、早急に再整備を実施する。</p>
<p>駒生運動公園 野球場</p>	<p>市民対象施設 《市大会》</p>	<p>【現状維持】 利用者の安全性の確保、高齢社会への対応を図るため、野球のみではなく、様々なスポーツが気軽にできる運動広場への転換を検討する。</p>

柳田，石井， 道場宿緑地	市民対象施設 《市大会》	【現状維持】 河川敷に立地する野球場については，市民レベルの野球に活用されている。今後，大会運営等利用者ニーズに応えるため，サッカー，ソフトボールなど他の種目との見直しを行い，種目ごとの集約化を検討する。
屋板運動場	市民対象施設 《市大会》	【現状維持】 照明設備を設置した運動広場が，野球，サッカー競技に活用されているため，照明設備の改修を中心に現状を維持していく。

(3) 庭球場

施設名	施設の位置づけ	整備の方向
屋板運動場 庭球場	市民対象施設 《県大会》	【機能向上】 15面のコートを用意，各種大会等が実施されていることから，本市庭球場の拠点施設として，計画的にコートを改修するとともに，管理棟，観客席の設置など，大会開催に適した施設整備について検討する。
清原中央公園 庭球場	市民対象施設 《市大会》	【現状維持】 全天候型のコートを8面備え，市民スポーツ活動に利用されていることから，現状を維持していく。
宮原運動公園 庭球場	市民対象施設 《一般利用》	【再整備】 クレーコートを6面備え，市街地に立地することにより，高齢者，主婦等を中心に活用されていることから，野球場を含む，公園全体の再整備にあわせ，改修を行う。

(4) サッカー場

施設名	施設の位置づけ	整備の方向
市サッカー場	市民対象施設 《県大会》	【機能向上の検討】 スタンドを備えており，本市サッカー場の拠点施設である。しかし，本市にはJFLの開催可能な県グリーンスタジアムが立地していることから，この施設と役割分担を図り，現状を維持していくことを基本とする。
柳田・石井緑地	市民対象施設 《市大会》	【現状維持】 石井緑地を中心に市民レベルの大会に活用されている。今後，大会運営等利用者ニーズに応えるため，野球，ソフトボールなど他の種目との見直しを行い，種目ごとの集約化を検討する。
屋板運動場 (再掲)	市民対象施設 《一般利用》	【現状維持】 照明設備を設置した運動広場が，野球，サッカー競技に活用されているため，照明設備の改修を中心に現状を維持していく。

※ 本市のサッカー場については，グラウンドのピッチの状況，照明設備の設置などで，市民ニーズに十分に答えられていないことから，今後，市サッカー場について，こうしたニーズに対応するとともに，プロスポーツチームの設立の状況を見据えながら，ピッチの人工芝化など，その求めるレベルに合うよう，整備を検討していく。

(5) プール

施設名	施設の位置づけ	整備の方向
駅東公園プール	市民対象施設 《市大会》	【現状維持】 公認プールを備えているが、本市には、県の施設として、全国大会開催可能な県体育館温水プール館や県総合運動公園プールがあることから、市民レベルの水泳競技に対応できる施設として、競技性を高めた上で維持していく。
陽南プール、 水上公園プール	市民対象施設 《一般利用》	【施設のあり方の検討】 整備後30年以上経過し老朽化が著しく、また、屋外施設であるため、夏季のみの開場しかできず、市民ニーズに対応できていない。 さらには、昭和60年代以降、周辺市町にレジャー型の屋内、屋外プールが整備されたことに伴い、利用者が著しく減少していることから、廃止する方向で検討する。 ただし、廃止にあたっては、民間との役割分担や県のスポーツ施設の整備構想も視野に入れ、通年利用可能なプールも含めた、これからのプールのあり方について、あわせて検討していく。

(6) 河川敷に立地する運動場

<p>柳田、道場宿、石井の3つの緑地に、野球場、サッカー場、ソフトボール場があるが、大会運営等、利用者のニーズに対応できるよう、競技種目ごとの集約化を検討していく。</p> <p>このうち、道場宿緑地については、グラウンド状態も悪く、利用者数も少ないことから、施設の廃止や種目を特定しない、自由広場への転換について検討していく。</p>
--

(7) サイクリングターミナル

施設の老朽化，利用者の減少が著しく，民間の宿泊施設等との競合も激しいため，今後，民間への譲渡等について検討していく。

■ 対応可能な大会のレベル

施設名		一般利用 ⇒ 市民の 一般利用に 供する施設	市大会 ⇒ 競技基 準を満たし、 大会開催が 可能な施設	県大会 ⇒ 観客席 を設置、また は、複数面の 競技場を設 置した施設	全国大会 ⇒ 照明、観 客席等を設 置した施設	プロスポーツ ⇒ 照明、観 客席等が プロ競技 の開催基 準を満た す施設
体育館	市体育館	→				
	清原	→				
	雀宮	→				
	明保野	→				
野球場	清原	→				
	宮原	→				
	駒生	→				
	柳田・石井・ 道場宿	→				
	屋板	→				
庭球場	屋板	→				
	清原	→				
	宮原	→				
サッカー場	市 サッカー場	→				
	柳田・石井	→				
	屋板	→				
プール	駅東公園	→				
	陽南・水上	→				

2 整備の優先順位

- ・老朽化の状況を考慮しながら、拠点施設を優先的に整備する。
- ・市民ニーズに対応した施設整備を行う。

- ① 本市スポーツ振興の総合的な拠点である市体育館の再整備に最優先に取り組む。
- ② 市民レベルの野球の拠点であり、老朽化が著しい野球場を含む、宮原運動公園全体の再整備に優先的に取り組む。
- ③ その他の施設については、老朽化の状況を考慮したうえで、施設の位置づけにも留意しながら、整備を進めていく。
- ④ 市民ニーズの変化に対応した施設整備を行う。

3 個別の施設の整備内容

(1) 優先的に整備に取り組む施設

ア 市体育館

整備の視点	整備内容
老朽化への対応	<ul style="list-style-type: none">・ 耐震補強工事・ アリーナ床の改修・ 天井改修・ 照明設備改修・ 既存機械設備更新
拠点施設としての利用者ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none">・ 冷暖房設備の導入・ カーテンの電動化・ 観客席の増設・ エレベーター・身体障害者用観客席の設置

イ 宮原運動公園

整備の視点	整備内容
老朽化への対応 ⇒ 野球場を中心とした整備	<ul style="list-style-type: none"> 野球場の全面的な改修（グラウンド，照明設備，スタンド等） ⇒ スタンドについては，内野部分のみに設置 テニスコートの改修（人工芝化の検討）
利用状況を踏まえた施設の見直し	<ul style="list-style-type: none"> バレーコート・弓道場の廃止
憩いの場としての公園機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 管理事務所，更衣室，トイレの改修 公園機能の充実（芝生，カスケード，ベンチ等の設置）

(2) 拠点施設

ア 清原体育館

整備の視点	整備内容
老朽化への対応	<ul style="list-style-type: none"> 既存設備改修
拠点施設としての利用者ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 冷暖房設備の導入（メインアリーナ，トレーニング室） 身体障害者用観客席の設置

イ 宇都宮清原球場

整備の視点	整備内容
拠点施設に相応しい設備の維持更新	<ul style="list-style-type: none"> プロ野球開催可能となるよう，老朽化するフェンス，観客席等の既存設備を計画的に改修する。 照明設備は，20年を目安に更新する。（<u>現在，老朽化が著しいため，早急に改修する。</u>） 人工芝は，10年を目安に更新する。 駐車場の増設を検討する。（公園周辺道路の緑地帯部分の駐車場化等）

(3) 市民対象施設

ア 雀宮体育館，明保野体育館

整備の視点	整備内容
老朽化への対応	・ 既存設備の更新
利用者ニーズへの対応	・ トイレの洋式化 ・ トレーニング室への冷暖房設備の設置

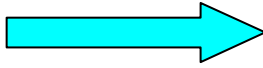
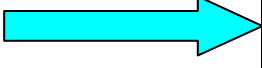
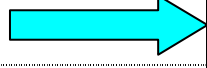
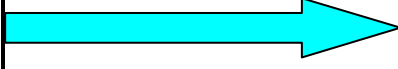
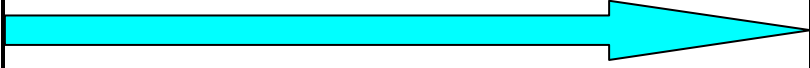
イ 屋板運動場テニスコート

整備の視点	整備内容
拠点施設に相応しい設備の維持更新	・ ハードコート（3面）の人工芝化 ・ 人工芝は15年を目安に更新する。

ウ 柳田緑地，石井緑地，道場宿緑地

整備の視点	整備内容
利用者ニーズへの対応	・ トイレの水洗化 ・ 更衣室・シャワー室の整備

4 整備スケジュール

施設の区分	施設名 (整備年度)	前期 (19~22年度)	後期 (23~27年度)
優先的に整備に取り組む施設	市体育館 (昭和54年)	・耐震診断 ・実施設計 ・耐震改修・大規模改修	
	宮原運動公園 (昭和38年~昭和52年)	・公園構想検討 ・実施設計	・再整備 
拠点施設	清原体育館 (昭和62年)	・天井改修	・建築設備劣化診断 ・実施設計 ・大規模改修 
	宇都宮清原球場 (昭和62年)	・照明設備改修等 機能維持	・人工芝改修
市民対象施設	雀宮体育館 (昭和59年)	・建築設備劣化診断	・実施設計 ・既存設備更新
	明保野体育館 (昭和61年)		・建築設備劣化診断 ・実施設計 ・既存設備更新
	屋板運動場 テニスコート (昭和62年)	・ハードコートの 人工芝化	・人工芝改修
	柳田緑地 石井緑地 道場宿緑地	・水洗トイレの増設	
	プール	・プールのあり方の検討	
市民ニーズの変化に対応した施設整備		 ニュースポーツ・新種目に対応した場の確保	

5 今後のスポーツ施設の整備にあたって

高齢化・少子化の進行，市民の健康づくりの意識の高まりなど，市民ニーズの変化により，市民が行うスポーツも刻々と変化している。

こうした新たなニーズに対して，ニュースポーツをはじめとする，新種目をできるように，既存施設の改修を検討する中で場を確保するなど，常にニーズの変化に対応した施設整備を図っていく。

あわせて，人口50万人を有する中核市に相応しい将来のスポーツ施設の構想についても，既存施設の計画的な改修をしながら，合併した町の施設や県のスポーツ施設の整備構想も視野に入れ，既存施設の有効活用や再編整備なども含め，様々な視点から検討していくものとする。